

島根県立青少年の家
指定管理者募集要項

島根県教育委員会

島根県立青少年の家指定管理者募集要項

1 募集の目的

島根県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するために設置された施設です。

本施設について、民間の能力を活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの質の向上及び施設の設置の目的を効果的に達成することを目的として平成19年度から指定管理者制度を導入していますが、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって満了することから、次期指定期間における指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 概要

ア 名称	島根県立青少年の家（愛称：サン・レイク）
イ 所在地	出雲市小境町1991-2
ウ 建物構造	本館（鉄筋コンクリート）、体育館（鉄骨）、 屋外創作棟（木造）、バーベキューハウス（木造）、 集いの広場（鉄筋コンクリート） 車庫（鉄骨）、プロパン庫（鉄骨）、艇庫（鉄骨） その他（資材庫、自転車保管庫、自転車置場、油庫、 ゴミ置場、ポンプ室、屋外便所）
エ 延床面積	9,259.01 m ²
オ 敷地面積	72,940 m ² （グラウンド4,012 m ² 、ファイヤー場1,150 m ² 、テニスコート2面、ふれあいの広場200人収容、駐車場150台収容を含む。）
カ 開館年月	平成3年4月
キ 主な施設内容	多目的ホール、研修室、創作室、茶室、音楽室、調理室、宿泊用和・洋室、食堂、浴室及びシャワー室（洗濯室）ほか
ク 年間利用者数	
平成30年度	47,647人
令和元年度	43,570人
令和2年度	10,245人
令和3年度	6,368人
令和4年度	4,573人
令和5年度	22,716人

(2) 設置目的

青少年の家は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより、心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的と

した社会教育施設です。

(3) 青少年の家の事業概要

ア 受け入れ研修事業

学習や交流、教養文化向上などの研修計画を有する各種団体・グループの研修活動を受け入れ、プログラムの相談や体験活動の援助など、研修効果を高めるよう支援する業務

イ 主催研修事業

社会教育施設として、今日的な青少年問題や県民の多様な学習要求に対応する学習活動、交流活動、体験活動等の研修を提供する業務

ウ 上記研修事業を行うための施設・設備の管理業務

エ その他青少年の家の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者が行う業務

- (1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務
- (4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で島根県教育委員会が定めるものの維持管理に関する業務
- (5) 上記に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、島根県教育委員会が必要があると認める業務

※留意事項

詳細は別に配付する「島根県立青少年の家指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によります。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で予定しています。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料の額は、指定期間（5年間）における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）を上限とします。

【令和7年度】

支出見込額 85,831 千円

収入見込額 166 千円

指定管理料 85,665 千円 以内

【令和8年度から令和11年度まで】

支出見込額 353,876千円 (年度平均 88,469千円)
収入見込額 3,988千円 (年度平均 997千円)
指定管理料 349,888千円以内 (年度平均 87,472千円)

【合計】

5年間の指定管理料 435,553千円以内

- ※1 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は4,120千円(824千円/年度)とし、各年度に精算します。
- ※2 指定管理期間中に大規模工事(以下「工事」という。)を予定しており、これに伴い、令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間は管理研修棟・宿泊棟を利用する研修の受入れを中止します。支出見込額及び収入見込額は、この影響を考慮した金額です。
- ※3 支出見込額のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。
 - 電気料 10,040千円/年度
 - ガス代 54千円/年度
 - 灯油代 8,968千円/年度
- ※4 支出見込額のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数(松江市の生鮮食品を除く)が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(2) 指定管理料の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(3) 支払方法

各年度の年間指定管理料は分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定めることとします。

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの(以下「申請者」という。)は、次のアからクまでのいずれにも該当することとします。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止措置を受けていない法人等であること。
- カ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない法人等であること。
- キ 法人税、消費税及び地方消費税の未納の税金がない法人等であること。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

- ア 法人等は、株式会社、任意団体等の組織形態は問いませんが、個人は応募資格を有しません。
- イ 新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなします。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和 6 年 12 月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出してください。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- ア 指定管理者指定申請書
島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成 3 年島根県教育委員会規則第 1 号）に定める様式第 6 号
- イ 事業計画書（様式第 1 号）
- ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書（様式第 2 号及び様式第 2-1 号）
- エ その他申請に必要な書類
 - (ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
 - (イ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
 - (エ) 過去 2 年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこ

れらに準ずる書類

- (オ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
- (カ) 法人等の概要を記載した書類（様式第3号）
- (キ) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ク) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ケ) 誓約書（参考様式）

(2) 提出部数

正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(1)エ(ア)、(イ)及び(キ)から(ケ)までについては、正本1部及び副本1部とします。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は書留とします。

(5) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時まで

ただし、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限までに必着とします。

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とします。

イ 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとします。

ウ 提出された申請書類は返却しません。

エ 必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

カ 次のいずれかに該当するときは、失格とします。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき

(ウ) 申請書若しくは申請者の代理人又はそれらの関係者が、選定に対する不当な要求を行ったとき。

(エ) その他不正な行為があったとき

8 募集要項及び仕様書等の配付

(1) 配付期間

令和6年8月2日（金）から同年9月24日（火）までの平日
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 配付場所
17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催します。

- (1) 開催日時
令和6年8月28日（水）午後1時30分から
- (2) 開催場所
青少年の家 第3研修室
- (3) 現地説明会の内容
ア 募集要項及び仕様書等の説明
イ 施設等の見学
- (4) 参加申込みの方法
現地説明会への参加を希望する法人等は、参加申込書を次のとおり提出してください。（1法人等の参加者は3名までとします。）
ア 参加申込書（様式第4号）
法人等の名称、参加予定者（職名及び氏名）及び連絡先（住所、電話番号等）を記載してください。
イ 提出場所
17に記載する場所
ウ 提出期限
令和6年8月21日（水）午後5時まで
エ 提出方法
持参、郵送、FAX又は電子メール（持参の場合以外は、確認のため必ず電話にて確認を行ってください）

10 指定管理者の候補の選定

島根県立青少年社会教育施設条例第15条の規定等による基準に基づき、島根県立青少年の家指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定します。

- (1) 選定委員会
選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成します。なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがあります。
- (2) 審査基準
ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が図られるものであること。
ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

エ 法令遵守等のための体制がとられているものであること。

(3) 審査の項目

- ア 指定管理に関する基本的事項
- イ サービスの向上を図るための具体的な手法
- ウ 施設の維持管理の内容及び適格性
- エ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制
- オ 安定的な運営が可能となる財政的基盤
- カ 食堂・売店の管理運営
- キ 施設の管理運営に係る経費の内容
- ク 収支計画の内容及び適格性

(4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準及び審査項目に基づき行います。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等の書類審査を行います。書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行います。
- エ プレゼンテーションは、令和6年10月上旬から中旬までの間に実施します。
- オ 候補者の選定は令和6年10月中旬に行い、その結果はすべての申請者に対して書面で通知するとともに、申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を公表します。
- カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- キ 選定委員会は、非公開とします。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要です。10の(4)で選定した候補者を令和6年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部について協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結します。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限りません。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施します。

(1) 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価を行います。

(2) 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は、指定管理者に通知します。

評価結果について改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求めます。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を実施しなければなりません。

(3) 評価結果の公表等

評価結果は、島根県議会へ報告するとともに島根県ホームページにおいて公表します。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に関する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければなりません。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければなりません。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議することとします。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定めることとします。

15 申請等に関する質疑

質疑の受付は、次のとおりとします。なお、候補者の選定後に本要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできませんので御留意ください。

(1) 受付期限

令和6年9月5日（木）午後5時まで

(2) 受付方法

様式第5号「質疑表」に記入の上、17に記載する問合せ先までFAX又は電子メールで提出してください。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年9月13日（金）までに、全ての申請予定法人等に対し、FAX又は電子メールで送付します。

なお、回答日以後において、新たに、8により募集要項等の配付を受けた法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、同文書の配付を行います。

16 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

(2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあります。

(3) 7の(1)の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者選定の取消し、又は指定の取消しを行うことがあります。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者にふさわしくないと認められるとき。

(5) 島根県立青少年社会教育施設条例、島根県立青少年社会教育施設条例施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請してください。

17 問合せ先（書類の配付場所及び提出場所）

郵便番号 690-8502

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁社会教育課生涯学習振興係

電話 0852-22-6875、6485

FAX 0852-22-6218

電子メール shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

指定管理者募集スケジュール

内 容	年月日	備 考
(1) 公募の開始	令和6年8月2日(金)	県報・ホームページ
(2) 募集要項等配付開始	令和6年8月2日(金)	質問受付開始
(3) 現地説明会参加申込提出期限	令和6年8月21日(水)	
(4) 現地説明会	令和6年8月28日(水)	午後1時30分から (青少年の家)
(5) 質疑受付期限	令和6年9月5日(木)	
(6) 質疑回答	令和6年9月13日(金)まで	
(7) 募集要項等配付終了	令和6年9月24日(火)	
(8) 申請書類提出期限	令和6年9月30日(月)	
(9) 書類審査	令和6年10月1日(火)から	
(10) 選定委員会 (プレゼンテーション)	令和6年10月上旬～中旬	
(11) 指定管理者候補の選定	令和6年10月中旬	
(12) 指定管理者の議決	令和6年11月県議会	
(13) 協定書の締結 指定管理者による管理運営の実施	令和7年4月1日	